

告 示

埼玉県告示第八百九号

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たすけ愛すぎと

三 代表者の氏名

石山 町子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸三丁目三番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。